

【2012 年 2 月 22 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 67 号 ■

職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援します
～電話相談、環境測定機器の貸し出し、助成金制度のご案内～

受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）による健康への悪影響（※）が明らかになる中、たばこの煙から従業員の健康を守るため、事業者には職場環境の整備がこれまで以上に求められるようになりました。

※ 受動喫煙により、肺がんや虚血性心疾患などの発生頻度が増えるとされています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者のために、以下の 3 つの支援を実施しています。ぜひご活用ください。

■■ 1 受動喫煙防止対策に関する電話相談 ■■

職場での受動喫煙防止対策を適切に実施するための電話相談を実施しています（費用無料）。「必要性は理解しているが、具体的に何をすればよいのか分からない」など、何でもご相談ください。また、必要に応じて実地指導も行います。

【相談の例】

- ・ 職場の受動喫煙防止対策として、何から手をつけたらよいのか分からない
- ・ 新たに喫煙室を設けたいが、どんな設備が必要なのか分からない
- ・ 喫煙室を設けているが、換気能力が条件を満たしているか分からない
- ・ 飲食店で分煙が難しいが、喫煙席に換気設備を設置して環境を改善したい など

【相談ダイヤル・詳しい内容はこちら】

☆ 相談ダイヤル：03-3213-1012（受付時間：平日 9 時～12 時、13 時～17 時）

※ ご利用の際は、建物の構造、階数、床面積、従業員数などが分かる資料をお手元にご用意いただけますと、より具体的な相談ができます。

☆ URL：http://www.tokiorisk.co.jp/consulting/product_liability/jyudokitsuen.html

(平成 23 年度事業受託者：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

■ ■ 2 職場内環境測定支援（たばこ煙濃度などを測定する機器の貸与） ■ ■

受動喫煙防止対策を進めていく上で重要なのは、あらかじめ職場内のたばこの煙の濃度や喫煙室の換気の状態などを測定し、把握しておくことです。測定値は、対策実施後に効果を確認するためにも有用です。

そこで厚生労働省では、対策に必要なデジタル粉じん計や風速計を無料で貸し出しています（往復の送料のみ利用者負担）。初めての方でも簡単に測定でき、職場の空気環境の基準（【参考】の URL）を満たしているかを確認することができます。なお、機器の貸出期間は 1 週間としています。

【参考】「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」

(平成 15 年 5 月 9 日付け基発第 0509001 号)

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-44/hor1-44-12-1-0.htm>

- ・ 非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等に向かう風速を 0.2m/s 以上とするように必要な措置を講じること
- ・ 顧客が喫煙できる場所であっても浮遊粉じん濃度を 0.15 (mg/m³) 以下とするように必要な措置を講じること

【受付ダイヤル・詳しい内容はこちら】

☆ 受付ダイヤル：03-5625-4296

☆ URL：<http://www.sibata.co.jp/tobacco/index.html>

(平成 23 年度事業受託者：柴田科学株式会社)

■ ■ 3 受動喫煙防止対策助成金制度（対象：飲食店、旅館などの事業主） ■ ■

飲食店、ホテル、旅館など、顧客が喫煙できることをサービスの一環として提供している職場でも、従業員の健康を守るために、一般の事業場と同様の受動喫煙防止対策を行う必要があります。

しかし、事業の特性上、受動喫煙防止対策が遅れがちなことから、厚生労働省ではこうした事業を営む中小企業を対象に、喫煙室の設置などに要した費用の一部を助成する制度を設けています（助成率 1／4、上限 200 万円）。

詳細な内容、手続きについては、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/dl/pamphlet.pdf>

【職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

=====

社会保障と税の一体改革「明日の安心」対話集会を開催します。この集会には小宮山厚生労働大臣が出席します。

日時：2月25日（土）10:30～ 山口県児童センター（山口市内）

【詳しい開催日時・場所と参加申し込み】（申し込みは23日まで）

https://www.gov-online.go.jp/mailform/szs/20120225_t_yamaguchi.html

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
- =====